

令和8年1月27日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康至
(公印省略)

介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。

本通知は、今般、厚生労働省より、出入国在留管理庁と協議を行った結果、介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長の対象となる条件等やQ&Aについて、別添の通り示された旨の連絡です。

第38回介護福祉士国家試験より、介護分野の特定技能外国人のうち、特定技能の在留期間（通算5年）経過直前の介護福祉士国家試験において全パートを受験し、②当該試験において総得点に対する合格基準点の8割以上の得点がある等の一定の要件を満たした方については、最長1年間の在留期間延長を可能とするとのこととです。

なお、詳細については下記の厚生労働省HPに掲載されておりますので、ご参照ください。

貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

<厚生労働省HP>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kaigo.tokuteiginou.extension

(添付資料)

- 介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について（令8.1.21 社援発0121 第10号 厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・パート合格による介護分野の特定技能外国人の在留期間延長について（概要）
- ・介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能1号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置に係るQ&Aの送付について（令8.1.21 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 事務連絡）

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(西井)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737